

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

砥部町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

砥部町長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び関係する法令等に基づき、児童手当受給者の認定、異動、消滅等事務処理を行い、受給者及び対象児童の管理、統計処理等を行う。児童手当の受給者に対して手当の支給を行う。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤公金受取口座を選択した受給者の当該口座情報の確認
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子審査システム 6. 申請管理システム 7. 電子申請システム 8. ガバメントクラウド(Oracle Cloud Infrastructure)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の56、101、135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給」が含まれる項(74、75の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 121の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) : 第19条、第40条、第44条、第59条の4 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) : 第2条表160の項、第162条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	子育て支援システムへのアクセスが可能な職員は、システムを使用するには静脈パターンとパスワードによる認証を必要とし、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないか確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅱ-1・2	平成27年3月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	様式の変更に伴い見直しを行った
平成31年3月1日	Ⅳリスク対策			事後	様式の変更による追加
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	事後	番号法の改正に伴う改正
令和3年9月1日	I-5-① 部署	介護福祉課	子育て支援課	事後	評価書の見直しに伴う修正
令和3年9月1日	I-5-② 所属長の役職名	介護福祉課長	子育て支援課長	事後	評価書の見直しに伴う修正
令和4年11月25日	I-1-② 事務の概要		「⑤公金受取口座を選択した受給者の当該口座情報の確認」を加筆	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の開始による改正
令和4年11月25日	I-3 法令上の根拠		101の項を加筆	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の開始による改正
令和4年11月25日	I-4-② 法令上の根拠		「(別表第二における情報照会の根拠):121の項」を加筆	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の開始による改正
令和4年11月25日	I-4-② 法令上の根拠		2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に、「第59条の4」を加筆	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の開始による改正
令和5年5月29日	I-1-③ システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子審査システム 6. 申請管理システム	事前	市町業務標準化モデル事業の運用開始に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月2日	I-1-③ システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子審査システム 6. 申請管理システム	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子審査システム 6. 申請管理システム 7. 電子申請システム	事前	電子申請システムの運用開始に伴う追加
令和8年1月7日	I-1-③ システムの名称		「8. ガバメントクラウド(Oracle Cloud Infrastructure)」を加筆	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う追加
令和8年1月7日	IV-8人手を介在させる作業		人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か「十分である」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-8人手を介在させる作業		判断の根拠 「児童手当事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		「9) 従業者に対する教育・啓発」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		当該対策は十分か【再掲】 「十分である」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠 「子育て支援システムへのアクセスが可能な職員は、システムを使用するには静脈パターンとパスワードによる認証を必要とし、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないか確認している。」を加筆	事後	様式の変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月10日	I-3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の56、101の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の56、101、135の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条、第74条</p>	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給事務開始による追加
令和8年2月10日	I-4-② 法令上の根拠		<p>以下の内容を追加</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) :第2条表160の項、第162条</p>	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給事務開始による追加